障害者活躍推進計画

伯耆町教育委員会

令和2年3月30日策定

機関名	伯耆町教育委員会
任命権者	伯耆町教育長
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
伯耆町における障害者雇	伯耆町教育委員会においては、町長部局と同様である
用に関する課題	 が、令和元年度に退職者があったことから、伯耆町の法定
	雇用率が未達成の状況となった。令和元年度も障害者に限
	定した職員募集を行ったが、採用には至らなかった。 ま
	た、教育委員会では、障害者に限定した会計年度任用職員
	の職員募集を行っているところである。
	そのため、令和2年度~令和6年度を計画期間とし、積
	極的な採用活動を行うものである。
目標	
	【実雇用率】
① 採用に関する目標	(令和6年6月1日時点)2.5%
	(参考)令和元年6月1日時点の実雇用率:2.18%
	(評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
	不本意な離職者を極力生じさせない
② 定着に関する目標	(評価方法)毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記
	録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
 取組内容	
N組内谷 1. 障害者の活躍を推進 1. でまるの活躍を推進 1. でまるの活躍を推進 1. できるのでは、	〇障害者雇用推進者として教育次長を選任する。
する体制整備	○障害者雇用推進者として教育の後を選ばする。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障
, 3 体 in 正 im	
	る。
	│ ○。 │○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3
	か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が
	資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する障害者
	職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本	○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害
となる職務の選定・創出	者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行
	い、必要に応じて検討を行う。

〇身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者 から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく 遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○新規に採用した障害者については定期的に面談により必 3. 障害者の活躍を推進 するための環境整備・人 要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 事管理 ○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事 評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮 等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を 行い、継続的に必要な措置を講じる。 〇措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえ つつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援 が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 4. その他 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進 等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通 じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。